

付議 第 8 号

高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する
議案に係る意見聴取に関する議案

平成 29 年 9 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案

高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館のうち高知県立図書館に係る事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により委託する。

平成 年 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する規約

(図書館の事務の委託)

第1条 高知県（以下「甲」という。）は、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館（以下「オーテピア高知図書館」という。）のうち高知県立図書館（オーテピア高知図書館における高知県の持分をいう。）に係る次に掲げる事務の管理及び執行を高知市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 施設及び設備の管理に関する事務
- (2) 研修室、集会室、ホール及び駐車場の使用の許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務
- (3) 行政財産の目的外使用に関する事務
- (4) 専門性を要しない図書館業務に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

- 2 前項の経費の額及び負担方法については、甲乙協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を甲に送付しなければならない。

(予算の経理)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(使用料収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、全て乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の改正等)

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとし、当該条例等が制定又は改廃された場合は、直ちに甲に通知するものとする。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、高知県知事及び高知市長がこの規約による事務の委託に係る地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項に規定する告示をした日から施行する。

(条例等の公表)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、県及び高知市の協議により規約を定め、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館のうち高知県立図書館に係る事務の一部を委託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるものである。